

「成人基礎力」という考え方について

— 成年年齢の18歳への引下げを踏まえて —

The Concept of 'Fundamental Adult Competency':
In Light of the Lowering of the Age of Majority to 18

太田 誠一
OTA, Seiichi

Abstract

With the reduction of the legal voting age for national referendums and public elections to 18, the age of majority in the Civil Code was also lowered from 20 to 18. Young adults aged 18 and 19 were legally empowered to enter into contracts independently. However, this change also exposes them to the potential risks of debt and financial liability. Recognizing that many young adults may lack adequate legal knowledge, the concept of "Fundamental Adult Competency" was introduced as a framework for educating them. This framework provides essential knowledge about the nature of contracts and emphasizes basic obligations that come with full social and economic membership in civil society. This paper examines the implications and importance of this "Fundamental Adult Competency" approach.

キーワード：成人基礎力、成年年齢、消費者被害、消費者教育、若年成年者

第1章 はじめに

第1節 成年年齢の18歳への引下げ

民法が改正され、成年年齢が20歳から18歳以上に引き下げられ、2022年4月1日から施行された¹⁾。施行日に18歳以上20歳未満の者（2002年4月2日生から2004年4月1日生の者）は、施行日に成年に達し、2004年4月2日以降生れの者は、18歳の誕生日に成年に達することとなった。同時に、女性の婚姻開始年齢が18歳に引き上げられ、男性女性の婚姻開始年齢が18歳に統一された。従来、女性の婚姻開始年齢は16歳と定められていたものであるが、男女共に成年年齢である18歳に統一され、これらの改定に伴い、未成年者の婚姻による父母の同意に関する改正前民法第737条²⁾と、婚姻による成年擬制に関する改正前民法第753条³⁾は削除された。

同じ2022年4月1日を施行日として、少年法も改正された⁴⁾。18歳、19歳の者は、引き続き少年法が適用されるが、特定少年として17歳以下の者とは異なる取扱いがされることとなった。少年法は、少年の刑事事件を対象とし、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対し

て性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、特別の措置を講ずることを目的としており、20歳未満の者を少年と位置付けている。成年年齢が引き下げられたことを受け取扱いを改定し、18歳、19歳の特定少年の刑事事件については、全件家庭裁判所に送付され処分を決定するが、検察官送致（逆送）される事件を拡大し、また逆送され起訴された場合は、実名報道が解禁された。18歳、19歳の者が、社会において責任ある主体として積極的な役割を期待される立場となったことを受けた改定である。

本稿は、約150年ぶりに成年年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられた民法改正を受け、大学⁵⁾に勤務する者として、入学してくる18歳、19歳の若年成年者に対してどのように教育すべきかを論じるものである。成年になったことにより、親権に服さなくなり、行為能力を制限されなくなる。ただ親の扶養義務による金銭面の支援は残るため、影響が大きいのは行為能力者として一人で契約できることである。そのため単独で可能となった契約とは何かということと、行うべき行為に関し、「成人基礎力」という考え方を創設し、学生達に教育してきた。若年成年者に最も理解が必要と考えるからであり、その理由と方法を述べる。

こども教育宝仙大学 教授

第2節 本論文の構成

次の第2章では、憲法改正の国民投票権年齢が18歳と定められ、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、そして成年年齢が18歳に引き下げられた経緯を詳述する。選挙権年齢と成年年齢は、理論的に一致させなければならない訳ではないが、一致が望ましいとして成年年齢も引き下げられた。第3章では、成年年齢の18歳への引下げ経緯を踏まえ、どのような教育が必要かを検討する。第4章では、「成人基礎力」という考え方を説明する。第5章では、成人基礎力と、社会人基礎力にも通じる本学ディプロマポリシー（学位授与方針）で求められる力を、どのように身に付けさせているかを述べる。

第2章 成年年齢18歳への引下げまでの経緯

第1節 国民投票権年齢と選挙権年齢

成年年齢見直しの動きは、日本国憲法改正のための国民投票権年齢に関する議論に伴って、開始された。憲法には次のとおり規定されている。「第96条この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。②憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。」この憲法第96条は、憲法改正の国民投票権年齢を具体的に示していない。そのため「第1項の後段部分は、国民投票が『特別の』ものとして（国政選挙とは別の期日に）行われる場合を想定し、選挙権年齢と異なる年齢を定めことができる可能性を含みつつ、他方、『国会の定める選挙の際』と、国政選挙と国民投票が同一の期日に行われる場合にも言及し、選挙権年齢と一致すべきことを要請しているとも解される。いずれにせよ、国民投票権年齢を何歳以上とするかは、憲法が制定されて以来、立法政策上の主要論点と位置付けられていた⁶⁾」。過去を遡れば、国民投票の整備の動きは、1950年代からあったが、憲法改正即時断行と誤解される恐れがあるとして、50年以上議論されてこなかった。

戦後60年となる2005年以降、憲法改正についての国民投票の整備に関する動きが活発化してきた。国民主権に直結する憲法改正手続きであるので、与野党一致での法案提出を目指したが、当初与党（自由民主党、公明党）案は国民投票権年齢20歳、野党（民主党）案が原則18歳・案件により例外16歳と、対立が見られた。最終的には、双方が歩み寄り、例外なしの18歳国民投票権とする修正案を採用することとなった。その理由としては「世界的

にも十八というのが（中略）世界標準であるということ（中略）この憲法改正をするかしないか、するならどうすべきかということのこの国民投票に多くの方々に参加をしていただきたい。特に、これから将来の日本を背負って立つ若い人々にも是非、なるべく参加をしておう、こういう考え方になりまして、それで本則十八歳というふうにさせていただきました。⁷⁾」と発議者は国会答弁している。

この修正案をもとに、日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「国民投票法」という）⁸⁾が2007年5月14日に成立した。国民投票法で投票権について「第3条日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。」とされた。但し附則に法制上の措置として「附則第3条国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。2前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第三条、第二十二條第一項、第三十五條及び第三十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十年以上」とする。」とされ、第3条で満18歳以上と定めた国民投票権年齢に、読み替え規定が付された。この附則について発議者は「諸外国においても国民投票の年齢とそれからいわゆる選挙法における選挙年齢というのはもうほとんど一致しております。（中略）公職選挙法における二十歳というこの年齢についても、これはできる限りこの三年間の間にしっかりと議論をした上で十八にすると（中略）経過措置として、十八にならないという状況があれば、これは国民投票も二十歳のままということでありますが、（中略）万が一のストッパーということで我々は考えております。あくまで十八になって初めてこの国民投票も公選法も動く、こういうことを私たちは目指しております。⁹⁾」と答弁している。この附則により、法制上の措置が講ぜられ18歳選挙権等が実現するまでの間は、第3条の国民投票権年齢は20歳と読み替えられるとの経過措置が付されたのである。

国民投票法が成立した2007年5月14日に、内閣に「年齢条項の見直しに関する検討委員会」の設置が決定し、公布日から3年後の2010年5月18日の施行日までの間に、公職選挙法、民法等について、法制上の措置を講じるための専門組織とした。法制審議会にも諮問され、民法成年年齢部会が設置されて審議が重ねられた。2009年7月に「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書

(以下「最終報告書」という)」が取りまとめられ、2009年10月28日に、法務大臣に答申された。その内容としては、民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当とするものの、消費者被害の拡大等の問題が生じるおそれがあるため、若年者の自立を促す施策や消費者被害拡大に向けた施策が必要とされた。また実施時期も国会の判断に委ねるのが相当とされた。これらの課題認識もあり、最終的には、国民投票法が施行された2010年5月を過ぎても、国民投票法附則第3条の、公職選挙法、民法等の法制上の措置は講じられなかった。その結果、国民投票権年齢が、18歳以上なのか、20歳以上なのか、確定しない状態となり、憲法改正に向けた国民投票が執行できない状況に陥った。この状況について発議者は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(以下「国民投票法改正法」という)¹⁰⁾の国会審議において、「この三年間の準備期間が経過しているにもかかわらず、十八歳選挙権実現のための公選法改正等の整備法が成立していませんから、この附則第三条第二項に定める前項の法制上の措置が講じられという条件自体が達成されておられません。そのため、本条項は字義どおり適用できないという不完全な状況に残念ながら置かれております。このようなことは当時全く考えていなかったこととございました。その意味では、広い意味での立法の不作为があって、それで国民投票法が不安定な状態になっていると申し上げるしかないなというふうに思っております。¹¹⁾」と説明している。

与野党間でも国民投票法が不完全な状況にあり改正が必要であることの認識は一致しており、各党間で国民投票法の改定について検討がなされ、2014年6月13日国民投票法改正法が成立した。国民投票権年齢に関する概要は、次のとおりである。「①既に期限が徒過している国民投票年齢に係る経過措置(附則3条)は削除され、改めて、②国は、国民投票法改正法の施行(平成26年6月20日)後速やかに、満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加できること等となるよう、国民投票年齢と選挙年齢の均衡等を勘案し、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の条項が本改正法附則3項に設けられた。なお、③本改正法施行後4年を経過するまでの間は、憲法改正のための国民投票年齢は、満20歳以上とし、それ以降は自動的に満18歳以上とされることとなった。¹²⁾」

国民投票法改正法の法案提出に際し、提出会派である自由民主党、公明党、民主党、日本維新の会、みんなの党、結いの党及び生活の党に新党改革を加えた8党の間で、8党合意の確認書¹³⁾が交わされた。その中に次の記載がある。「選挙権年齢については、改正法施行後2年以内に18歳に引き下げることを目指し、各党間でプロ

ジェクトチームを設置することとする。また、改正法施行後4年を待たずに選挙権年齢が18歳に引き下げられた場合には、これと同時に、憲法改正国民投票の投票権年齢についても18歳に引き下げる措置を講ずることとする。」この確認書に基づき、2014年6月19日に与野党8党による「選挙権年齢に関するプロジェクトチーム」が発足した。検討が進められ、選挙権年齢の18歳への引下げを含む公職選挙法等の一部を改正する法律案が、2015年3月5日衆議院に提出された。この公職選挙法の一部を改正する法律(以下「公職選挙法改正法」という)案は、2015年5月27日に実質的審議に入り、2015年6月17日に成立し6月19日に公布され同日施行された¹⁴⁾。衆参両院ともに、全会一致で可決されたものである。同法の附則第11条に法制上の措置として次の内容が定められている。「第十一条国は、国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第一条に規定する国民投票をいう。)の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法(明治二十九年法律第八十九号)、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」。この附則で、民法、少年法その他の法令について、必要な法制上の措置を講ずるものと定められた。なお、この公職選挙法改正法に従い、2016年7月10日の参議院議員通常選挙が、国政選挙として初めて18歳、19歳の者を有権者として実施された。

第2節 成年年齢の18歳引下げ

公職選挙法改正法が成立し選挙権年齢が18歳に引き下げられ、附則11条で法制上の措置が明記されたことを受け、成年年齢引下げに関する議論が本格化していく。前述した2009年法制審議会での最終報告書においては、成年年齢の18歳引下げが適当としながらも、消費者被害の拡大の懸念等から引下げの時期は国会の判断に委ねるとされる異例の法制審議会答申となっていた。そして、成年年齢を引き下げた場合の問題点を解決するための施策として、消費者被害が拡大しないための施策の充実、若年者の自立を援助するための施策の充実、高校教育の生徒指導上の問題点の解決策、一般国民への周知徹底等を挙げている。一方で、18歳に引き下げられた選挙権年齢と成年年齢を一致させ、政治参加の権利を得た若年者に民事上の権利責任を持たせるのは当然であるとの意見もあった。

このような中、政府は、2018年3月13日に、成年年齢引下げに係る改正を含む、民法の一部を改正する法律案

を閣議決定し同日第196国会に提出した。提案理由は「社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ十八歳とする等の措置を講ずる必要がある。」としている。国会質疑においては成年年齢引下げ理由について「若年者の積極的な社会参加を促すという観点から、十八歳、十九歳の者に国民投票法の投票権及び公職選挙法の選挙権が既に与えられています。このような国政上の判断がされ、それが我が国の社会に定着してきたことを踏まえると、法制度としての一貫性や簡明性といった観点からは、市民生活の基本法である民法においても、十八歳、十九歳の者を経済取引の面で一人前の大人として扱うことが適当であると考えられます。また、御指摘があったように、世界的にも成年年齢を十八歳と定めるのが一般的となっています。さらに、学習指導要領の改訂により、高等学校までの教育課程において、消費者教育、法教育及び金融経済教育の取扱いの充実が図られています。¹⁵⁾」と法務大臣が答弁している。選挙権年齢と民法の成年年齢との関係については、必ず一致しなければならないとは言えないとして、国民投票法改正法の国会答弁において、政府参考人が次のとおり説明している。「憲法十五条三項の『成年者による普通選挙を保障する。』というときの成年者と民法上の成年年齢の関係について、(中略)法務省でも網羅的に憲法学説を調べたことがございますけれども、憲法学説上も、この成年者という概念と民法の成年というのとは直接の関係はない、どちらかが下がったらどちらかが下がるという関係はないという考え方と、もう一つ、憲法が制定された当時既に、明治以来、日本の民法では成年は二十歳ということになっていた、民法上の成年年齢を考慮して民法上成年年齢に達している人を成年者という概念で表したという考え方、これが有力な考え方、両者拮抗している状態でございます。(中略)法制審議会で議論したときもそういう整理になりましたが、どちらの憲法上の理解に立っても、民法上の成年年齢が二十歳のままで公職選挙法上の選挙権の年齢が十八に下がるということは憲法上の問題は生じない、憲法違反にはならないということでございます。¹⁶⁾」と説明している。但し政府見解としては、選挙権年齢と成年年齢は「理論的に一致させなければいかぬということはないけど、それが望ましい¹⁷⁾」と説明している。2018年6月13日に国会は成年年齢を含む民法改正の本案を可決し、6月20日に平成30年法律第59号として公布した。本稿冒頭に記載した内容である。なお施行日は2022年4月1日とした。

2009年の法制審議会最終報告書で、消費者被害の拡大の懸念等の指摘があったことも受け、成年年齢引下げを見据え、そのための環境整備に関し、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組

を推進するため「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」が設置された。法務大臣を議長とし、内閣官房、内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の関係者を構成員としている。2018年4月16日に第1回を開催し、新法施行日後の2022年8月5日の第7回まで開催されている。①若者を狙った悪質商法等に対抗するための能力獲得のための教育分野、②若者の注意を喚起するためのプッシュ型広報を企図した広報・啓発分野、③若者との取引の相手方となる事業者へのアプローチとしての関係業界への働き掛けの分野で、所管する各省庁で、若年者の消費者被害等を防止する施策に取り組み、連携して推進している。

特に関係が深い2009年発足の消費者庁では、消費者委員会に「成年年齢引下げ対応検討ワーキンググループ」を設置して検討を重ね、消費者契約法専門委員会での議論も経て、2017年8月に、優先的に検討すべき論点として「消費者契約法専門調査会報告書」が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、消費者契約法が改正された¹⁸⁾。取り消しうる不当な勧誘行為に、社会生活上の経験不足の不当な利用として、不安をおおる告知や恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用等が追加された。また事業者の努力義務として、解釈に疑義が生じない明確なもので平易な契約条項の作成、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上での必要情報の提供が明示された。消費者と事業者の交渉力等の格差、消費者契約に関する被害事例等を踏まえた改正である。その他、学校等における消費者教育の推進、SNS等も活用した若年者に対する広報・啓発、消費者ホットラインの周知徹底等若年者を支える社会的な環境の整備にも、関係省庁と連携して取り組んでいる。

第3章 成年年齢引下げ経緯を踏まえた検討

第1節 成年年齢を18歳とする理由

憲法改正手続きに関する国民投票法、および国民投票法改正法により国民投票権を18歳以上とし、公職選挙法改正法により選挙権年齢が18歳に引き下げられた。この流れを受け、成年年齢も18歳に引き下げられ、2022年4月1日から施行されている。戦後60年を契機として国民投票法の検討が開始され、20年近い年月が経過している。

憲法改正の国民投票権年齢、選挙権年齢が18歳に引き下げられたが、必ずしも成年年齢も18歳に引き下げられなければならないという訳ではないが、18歳に一致させた方が望ましいとのことで、最終的に成年年齢も18歳に引き下げられた。成年年齢の引下げのみが検討された訳ではないので、18歳とする決定的な理由は見い出せない

い。では、引下げ前の成年年齢を20歳としていた理由を見てみる。

成年年齢を20歳と定められたのは、1876年4月1日の明治9年太政官布告第41号であり、「自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候」とされ、丁年と称されていた成年について20歳と定められた¹⁹⁾。2022年の18歳への引下げまで、146年が経過している。20歳と定められた理由については、行為能力の判断基準として「行為能力は、人の自然的な精神能力を基礎として認められるものだが、その発達はだいたい年齢と並行するのが普通である。もっとも素質・環境による個人差は避けられないが、これを標準に各人各様の成年期を考えることは、取引の安全上不便が多く、法律関係の錯綜を来す。成年期を画一的に法定するゆえんである。²⁰⁾」と説明される。そして「20歳成年制を採用したことについて、当時の学説には、日本人の平均寿命の短さ、あるいは日本人の精神的成熟の早さなどを理由として挙げるものがある。現実的な理由としては、当時の立法者が、近代的な経済取引秩序を作り上げるための必要条件として欧米の成年制度を受け入れることを基本に、15歳程度を成年とするわが国の旧来の慣行をも考慮に入れて、当時の国際的な基準からいけばやや低く、それまでのわが国の慣行からすればかなり高い成年年齢を、律令を理由付けに、採用したと考えることができよう。²¹⁾」そして「『大宝令二十一為丁ト云ウニ基キ満二十歳以上ヲ以テ丁年ト定メ候テ可然哉』として、律令を根拠に、数え年の21歳にほぼ対応する満20歳を丁年と定めた。²²⁾」との説明がある。現民法の制定時も、太政官布告41号の成年年齢を踏襲したが、成年年齢についての実質的な議論はなかったとされる²³⁾。

また今から100年以上前、穂積重遠法学博士は著書『民法總論』で次のとおり述べている²⁴⁾。「成年期と云ふのは、獨立して社會生活を為すに堪へる程度の思慮分別の成熟を標準として法律が定めた人の年齢上の境界であって、我民法は満二十年を以て成年とする（中略）満二十年を境界として人を未成年者たる無能力者と成年者たる能力者に兩分するのであるが、純理からも實際からも批難の餘地がある。即ち人の知能の發達は漸進的であり且人によって異なり得るから、劃一的の兩分は實は不可能なのであり、それを強いてするから時に不當の結果を免かれない」。その不當の結果を救済するための手段として、未成年者に段階を設ける制度は「未成年者側に於ける差別の利益のみを見て、其相手方たるべき一般世人に取っての安定の利益を無視したものと云ふべく、我民法が斯う云ふ制度を採用せず、後述營業許可の規定（6条）を以て其缺を補ったのは、却つて穩當と思はれる。もし此等の制度が實際上必要だと云ふならば、寧ろ一般に成年期を繰下げて、例へば満十八年としたらどうであ

らうか。」と論じている。ここで論じた18歳と、今回の成年年齢18歳引下げは直接つながるものではないが、一律に18歳に引き下げるという考え方は示唆に富む。

両著作の引用にある「各人各様の成年期を考えることは、取引の安全上不便が多く、法律関係の錯綜を来す。成年期を画一的に法定するゆえんである」「未成年者側に於ける差別の利益のみを見て、其相手方たるべき一般世人に取っての安定の利益を無視したもの」との説明のとおり、成年となった限りは、取引の相手方とは対等であり、相手方の取引の安全を十分考慮すべきである。成年年齢の引下げに対し、18歳、19歳の消費者被害の拡大の懸念とその保護に焦点が当てられがちであった。しかしながら「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」での各種対策においては、教育、広報・啓発、関係業界への働きかけが主体となっており、消費者契約法の改定においても、取り消し得る不当な勧誘行為として、不安をあおる告知や、恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用等、行為規制を中心としていることは妥当と考える。成年年齢18歳引下げ施行後の論稿においても「取引における若年成年者の保護をいかに確保するかについては、引き続き議論がなされていくものと思われるが、他方で、18歳・19歳を責任ある『大人』として扱うことを決めたにもかかわらず、これらを過剰に保護するようであれば、本来の改正の目的を没却する恐れがあることにも留意が必要であろう。²⁵⁾」との指摘がある。

国民投票権年齢、選挙権年齢、成年年齢等が18歳に引き下げられたことは、18歳以上の者に、市民社会における社会的・経済的なフルメンバーシップを与えたことにつながる。このフルメンバーシップに相応しい成人としての力をどのように教育していくかが課題となる。

第2節 18歳、19歳の若年成年者に対する教育

成年年齢が引き下げられたことにより、18歳以上の者は、財産管理、監護、教育を含む親権者による親権に服さなくなり、行為能力を制限されなくなるため単独で契約が可能となる。親権者としての保護がなくなり、一人で契約が可能となる。

まず親権者としての保護について考える。親の扶養義務を考えると、親権者としての保護が無くなったとしても、18歳、19歳の若年成年者が受ける影響はそれほど大きくないと考えられる。「疾病や障害により介助を要するといった特段の事情がない限り、18歳や19歳になれば事実上の世話を受ける年齢は脱している。とすれば、親に期待される役割は、金銭的な援助が中心となろう。成年に達していても、子が大学等に在籍中であって、未だ経済的に独立が困難である場合は、『未成熟子』として親の扶養（877条1項）を受けることが認められる。（中略）

養育費は、通常、父母が婚姻中であれば婚姻費用の分担として(760条)、離婚の場合は子の監護に関する費用(766条1項)として、監護親から非監護親へと請求する。(中略)親は未成熟子に対して扶養義務を負うことから、若年成年者が経済的に独立していない間は、養育費の請求が可能であると思われる。²⁶⁾」と指摘される。親の扶養義務による金銭的な支援があれば、18歳、19歳の若年成年者には大きな不利益は生じないと考えられる。

これに対し、行為能力が制限されなくなり単独で契約が可能となることについては、影響が大きい。国民投票権や選挙権という権利を得る制度改定と異なり、単独で契約できるということは、債権という権利も得るが、債務という義務も生じる行為である。契約についての理解が乏しい若年契約者に、債権も得るが、債務も生じ、その債務をその本旨に従って履行しなければならないことを理解させるのが最優先と考える。単独で契約できるようになった際、悪徳業者による消費者トラブルに巻き込まれないように、との注意喚起が主体になって教育されている部分もあるように感じるが、悪徳業者か否かの判断力は、成年になり更に年齢を重ねていくことにより身に付くものである。まずは、単独で契約が可能であること、そして「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」とする信義誠実の原則(民法第1条2項)を理解させ、行為として実行できるように教育することが最優先課題である。そのための考え方として「成人基礎力」を創設した。

第4章 成人基礎力という考え方

第1節 行為能力について

まず未成年者、成年者としての意思能力、行為能力について概観する。

2017年民法改正²⁷⁾により、意思能力に関する条文が創設され「第3条の2法律行為の当事者が意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」と明記された。意思能力とは自己の行為の利害得失を判断する知的能力であり、無効とは行われた意思表示を法的には行われなかったものとして取り扱うことである。ただ意思能力の有無の判断は、必ずしも容易ではない場合があるため、行為能力制度が設けられている。「意思能力が完全とはいえない人について画一的に法律行為をする能力があるかどうかを定めておこうというのが行為能力制度の工夫である。すなわち、行為能力がないとされる人の行為については、その効力を認められなくなればこれを取消すことができるものとし、その必要がなければ有効としてもよいとするのが行為能力の考え方である²⁸⁾」と説明される。民法では、制限行為能力者につい

て、未成年者のほか、次の者を定型化している。精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者として成年被後見人(民法第7条)、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者として被保佐人(民法第11条)、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者として被補助人(民法第15条)である。それぞれ成年後見人、保佐人、補助人が付されるが、家庭裁判所の審判で選任される。未成年者については、親権者、親権者がいない場合の未成年後見人が法定代理人となる。未成年者の法律行為に関しては、民法第5条に次のとおり規定されている。「第5条未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。2前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。3第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。」

成年年齢が18歳となったことにより、18歳以上の成年者は、行為能力を制限されないことになる。そして未成年者としての取消権もなくなる。財産管理、監護、教育を含む親権者による親権に服さなくなると同時に、行為能力を制限されなくなるため単独で契約が可能となる。契約という法律行為の法的理解が不十分な18歳、19歳の若年成年者にとって、日常的に生じる単独での契約を、十分な理解の上で成し得るには困難な場合がある。

中学、高等学校等においても、成年年齢引下げを踏まえた法や消費生活に関する教育は行われてきた。中学校では技術・家庭(家庭分野)、高等学校では家庭[家庭基礎]で、また中学校の社会(公民的分野)、高等学校の公民[公共]等で実施されている。そして関係府省庁でも、成年年齢引下げに関するパンフレット、ポスター、教育教材等が作成され、周知活動に取り組んできた²⁹⁾。

ただ大学入学後の学生達を見ていると、成年年齢引下げの内容について十分理解しているとは言い難く、法律施行の2022年4月直前の各種意識調査でも同様の結果が出ている。日本財団が2022年1月に全国の17歳~19歳の男女1000名を対象に実施した「18歳意識調査³⁰⁾」では、次のとおりである。成人年齢引下げについては「何となく知っていた」も含めると96.0%の方が知っていた。ただ「18歳から、親の同意が無くても契約ができるようになる」についての正答率は、結婚可能年齢等他項目の正答率より高いものの、63.6%にとどまる。また公益財団法人よこはまユースが2022年3月に横浜市内在住・在学・在勤の17歳~25歳の男女900名を対象に実施した「青少年の『成人』意識と成年年齢引き下げに関する意識調

査³¹⁾」では、次のとおりである。成年年齢引下げについては95%の方が知っていた。「携帯電話の購入や賃貸などの契約を一人でできるようになる」を知っていた方は57.7%、また成年前後に必要なサポートとして「契約や国民年金など成年の義務や権利について知る機会」を挙げる方が56.8%いた。

これらを総合すると、成年年齢の引下げ自体は知っているもののその効果に対する理解は、不十分と考えられる。商品を購入する際の売買契約、アパート等を借りる際の賃貸借契約、アルバイトをする際の雇用契約等、単独での契約は日常頻繁に生じており、成年者として最低限の理解は必要である。法律を学んでおらずこれらの理解が不十分な若年成年者に対し、契約について概要を理解させながら、私法上の法律行為をする能力である行為能力を理解させ、実際の力として身に付けさせるため「成人基礎力」という考え方を創設し、教育することとした。

第2節 成人基礎力という考え方

契約とは「二者以上の法的人格による2個以上の相対立する意思表示の合致（合意）であって、その効力として債権を発生させるものをいう³²⁾」。前提として、成年年齢に達した成年者間では、それぞれの異なる価値観を尊重しなければならず、「個人は他者からの干渉を受けることなく、みずからの意思に基づき、みずからの生活関係を形成することができる。そして国家はこれを尊重し、保護しなければならない³³⁾」。これを私的自治の原則といい、契約の局面で具体化したのが、契約自由の原則である。民法には、贈与、売買等の13の契約類型が並べられており、商法にも運送契約、保険契約等があり、これらを典型契約という。但し契約自由の原則のもと数多くの非典型契約、例えばリース契約、旅行契約等が存在しており、契約社会と言われる所以である。契約自由の原則は、自由意思に基づく次のような3つの原則が含まれる。契約を締結するか否か誰を相手方とするかについての契約締結の自由、強行法規や公序良俗に反しない限り契約内容は自由であるとする契約内容決定の自由、どのような形式とするかについての契約方式の自由、である。このような自由意思に基づき締結した契約については、当事者間で履行すべき債権、債務が生じる。簡単に言い換えれば、契約とは、日常的に生じる約束であり、法的な拘束力を持つものであり、必ず守らなければならないものである。法的拘束力のない約束、合意も存在する。例えば「今度食事をごちそうするよ」というような、権利と義務が明確ではなく、法的拘束力のない合意である。このような合意も、成年となり市民社会における社会的・経済的なフルメンバーシップを得た訳であり、成

年間の信頼関係の構築、維持のためにも、安易な合意はしないことと共に、合意した場合は可能な限り履行した方が望ましいと説明している。

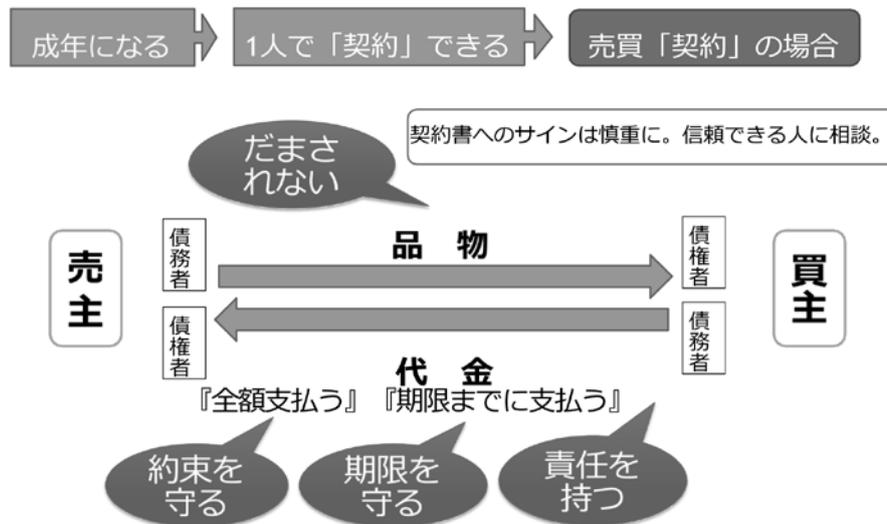
次に、その契約、法的拘束力のある約束を自らが守れない場合、相手方が守らない場合について検討する。一般的な双務契約、例えば売買の場合で、債務者として債務の履行ができない場合、反対に債権者として権利が実現できない場合について見ていく。

まず債務者として債務を履行できない場合、債務不履行について検討する。債務不履行は、広義の債務不履行と、狭義の債務不履行に区別される。広義については「債務不履行は、広義においては、債務者により本旨に従った債務の弁済（給付の実現）がなされないことを意味する。換言すれば、債権の任意的実現力が発揮されていない状態をひろく指す³⁴⁾」。狭義の債務不履行は民法415条以下に規定されており「広義の債務不履行に加えて、さらに『債務者の責めに帰すべき事由』その他の要件を要求しており、これが具備されると、債権者は、債務者に対して損害賠償を請求できることになる。このように、債権が損害賠償請求力を備えるに至った状態のことを、狭義において債務不履行という³⁵⁾」。狭義の債務不履行に認められる損害賠償責任を、債務不履行責任という。狭義の債務不履行には3つの態様がある。履行期限に遅滞した場合を履行遅滞といい、遅延の賠償である遅延賠償が認められる。履行ができなくなった場合を履行不能といい、本来の給付に代わる填補賠償が認められる。履行はしたが不完全であった場合を不完全履行といい、遅延賠償や填補賠償でも償われない積極（拡大）損害を賠償する積極損害賠償が認められる。

双務契約の逆の立場である相手方が債務を履行せずに債権が実現できず、相手方に債務不履行を問う場合も生じうる。18歳、19歳を狙った悪徳業者の存在も数多く指摘されている。相手方が債務を履行せず、そして相手方が無資力、行方不明等で強制執行でも債権の実現が図れず、債権は目的を達しないまま消滅することもあり得る。

これらを、法的知識が不足する18歳、19歳に対し、注意喚起し、困難な事態に陥らないために、「成人基礎力」として、契約とは何かを理解させた上で、行うべき行為を教育することとした。まず債務者の立場においては、契約という「約束を守る」こと。次に履行すべき「期限を守る」こと。もし万一損害賠償責任が生じた場合等では「責任を持つ」こと。債権者の立場としては、18歳、19歳を虎視眈々と狙う悪徳業者に「だまされない」こと。こちらは社会経験を積みながら身に付けていく力であるが、消費者庁、独立行政法人国民生活センター、東京都消費生活総合センター等の資料を活用しながら注意喚起もしている。また高額な契約や複雑な契約を締結した

【成人基礎力概要図】



り、金銭を借り入れたりする場合は、契約書が作成されるので、インターネット上の場合も含め、契約を書面等で締結する場合は、両親等信頼できる方に相談することを指導している。

以上のとおり「成人基礎力」とは、契約の構造を理解し、契約が本旨に沿って履行されるようにする力である。具体的には、債務者として「約束を守る」「期限を守る」「責任を持つ」こと、債権者として相手方に「だまされない」ことが含まれる。これらの力を総称して「成人基礎力」と定義した。

この成人基礎力を、18歳、19歳を中心とした学生達に身に付けさせようとしているところである。悪徳業者等に「だまされない」ことがクローズアップされ注意喚起されているように思われる。しかしながら本質は、自分の行為として「約束を守る」「期限を守る」「責任を持つ」ことができるかを、冷静に検討できるようになれば、その学びの中で、相手方も「約束を守れるのか」「期限を守れるのか」「責任を持てるのか」を考えることにより、悪徳業者を見分ける力も身に付き「だまされない」ことにつながると考える。

授業では、上記の成人基礎力概要図等を使い、契約として代表的な売買契約を例にあげ、学生達を買主の立場に立たせて教育しているところである。

第5章 おわりに

成年年齢の18歳引下げを含む民法改正が、2022年4月1日に施行され、本学においては、2022年度から、成人基礎力についての教育を開始した。18歳、19歳にはほぼ相当する大学1年生、2年生を対象に教育した。まずは、成年となり、国民投票権を含む選挙権が与えられ、親権

に服さず単独で契約できる、市民社会における社会的・経済的なフルメンバーシップが与えられたことを理解させる。成年者で構成する市民社会では、自らの意思で自らの生活関係を形成することができ、それを国家が保護する私的自治の原則がある。私人間、成年者間で考えれば、互いの価値観は異なっていることが前提で、お互いその違いを尊重し合うことが私的自治の原則からも導かれる。その異なる価値観の成年間で合意された契約は、守らなければならない、そして締結する際は、十分な検討が必要なことを理解させる。契約とまでは言えない、法的拘束力のない合意についても、自らの信頼度を高めるためにも、安易な合意はせず、合意した限りは可能な限り守るべきことを説明している。

成人基礎力の説明では、まず一般的な売買契約の内容を理解させている。そして成人基礎力の行動規範である「約束を守る」「期限を守る」「責任を持つ」を説明し、その内容は自らの債務を確実に履行することであり、「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」とする信義誠実の原則の反映でもある。成人として基本的な事項であるが、実践できているかは心もとない面もあるので、「約束を守る」「期限を守る」「責任を持つ」を大学生活に置き換え、毎月チェックシートを使い振り返らせている。具体的には、履修登録した授業に出席しているか、遅刻をしていないか、与えられた課題を期限どおり提出しているか、大学教職員からの連絡を確認しているか、等である。基本的な事柄ばかりであるが、本学は保育者養成の大学であり、大半の学生は、幼稚園教諭、保育士を目指しており、卒業後、乳児、幼児の模範となる必要もあり、強く意識させている。

成人基礎力の「だまされない」については、自らに適

用される信義誠実の原則が相手方にも適用されることを理解し、信義誠実に履行をする相手方か否かを見極める必要性を理解させる。ただ様々な悪徳業者はおり、刻々と変化もしている。悪徳業者を見定めるように指導しているが、社会経験が必要な面もあるので、まずは契約に際しては自分の債務を履行できるかを考えることを指導している。ただ悪徳業者の例は広く知っておくべきなので、消費者庁等の資料を活用している。そして相手方についても「約束を守れるのか」「期限を守れるのか」「責任を持てるのか」を考え、慎重に検討するよう教育しており、特に書面、インターネット上で契約書を結ぶ際は、信頼できる方にも相談するように指導している。

大学1、2年生で、可能な限り成人基礎力を身に付けさせた上で、3、4年生には本学のディプロマポリシーを見据え、卒業までに社会人としての力を身に付けさせようとしている。本学のディプロマポリシーは、次のとおりである。

■ディプロマポリシー（学位授与方針）³⁶⁾

こども教育宝仙大学は、建学の精神に基づき、仏教精神を基調とした人間教育の伝統を基にした「人を造る」の実践を通して、慈悲・敬虔・感謝・奉仕の心に満ちた豊かな人材とともに、専門的知識・技術を習得し、高次な倫理観と教養を備え、広い視野に立った判断力をもって社会に貢献できる人材の育成を目指した教育課程を編成しています。卒業までに次の能力を身につけ、所定の単位を修めた学生に対して卒業を認定し、「学位規則」により学位を授与します。

1. 人間性豊かで社会性に富み、他者との円滑なコミュニケーションができる。
2. 溢れる情報と多様化した社会の中で、変化に即した判断ができる。
3. 専門知識や技法を適切に駆使でき、絶えずそれを向上させようと努力することができる。

卒業までに身に付けるべき能力とした3項目については、経済産業省が掲げる「人生100年時代の社会人基礎力³⁷⁾」に通じるものがある。「人生100年時代の社会人基礎力」では、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくための3つの力として、「前に踏み出す力（アクション）」、「考え抜く力（シンキング）」、「チームで働く力（チームワーク）」が挙げられている。その3つの力を構成する能力要素として、「前に踏み出す力」では「主体性」「働きかけ力」「実行力」、「考え抜く力」では「課題発見力」「計画力」「創造力」、「チームで働く力」では「発信力」「傾聴力」「柔軟性」「状況把握力」「規律性」「ストレスコントロール力」を内容としている。そして人生

100年時代を踏まえ、ライフステージの各段階で活躍し続けるために、自己を認識してリフレクション（振り返り）しながらキャリアを切りひらいていくことが必要とされている。本学のディプロマポリシーで卒業までに身に付けるべき3つの能力のうち「1. 人間性豊かで社会性に富み、他者との円滑なコミュニケーションができる。」は「チームで働く力」に結びつき、「2. 溢れる情報と多様化した社会の中で、変化に即した判断ができる。」は、「考え抜く力」の土台となる。そして「3. 専門知識や技法を適切に駆使でき、絶えずそれを向上させようと努力することができる。」は、保育職に限らずどのような職場でも求められるものでもあり、自己を認識してリフレクションしながらキャリアを切りひらいていくことにつながる。「前に踏み出す力」については、ゼミでの研究活動等での新たな取組、サークル活動、アルバイト、ボランティアも含めた学外組織での活動等で身に付いていくものと考えられる。特に本学の場合は、保育者養成の単科大学であり、実践教育を重視しながら、ほとんどの学生が、保育所や、児童養護施設・障がい者施設等の社会福祉施設で学ぶ保育実習、幼稚園で学ぶ教育実習を経験する。学生時代に社会を実体験するわけであり、ハードルもあり「前に踏み出す力」も含む社会人基礎力を実践的に身に付けることができる状況にある。

2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、2年以上が経過した。成人基礎力という考え方を創設し、1、2年生を中心に契約について教育しており、現在のところ表面的には大きな消費者トラブルは生じていない。3、4年生では、引き続き実践教育を重視し保育実習、教育実習を通じ、社会人としての基礎力を修得させ、ディプロマポリシーで身に付けるべきとした3能力も修得し、大半が保育者として巣立っている。政府のこどもまんなか社会に貢献し、優れた保育者として、次の時代を担うこども達を育てている。学生達、卒業生達の活躍を期待しながら、教育には終わりはなく、常に状況を把握し、本学教員として更なる改善につなげていきたい。

注

- 1) 民法の一部を改正する法律（平成30年6月20日公布平成30年法律第59号）
- 2) 改正前民法第737条未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならない。2父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様とする。
- 3) 改正前民法第753条未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。
- 4) 少年法等の一部を改正する法律（令和3年5月28日公布

- 令和3年法律第47号)
- 5) こども教育宝仙大学(東京都中野区中央2-33-26)。保育者養成の4年制大学で、こども教育学部幼児教育学科の単科大学である。本稿で「本学」というのは、こども教育宝仙大学である。
 - 6) 南部義典「国民投票権年齢」田中治彦編著『18歳成人社会ハンドブック—制度改革と教育の課題』105頁(明石書店、2018)
 - 7) 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録第4号30頁(平成19年4月19日)の発議者船田元衆議院議員発言
 - 8) 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年5月18日公布平成19年法律第51号)
 - 9) 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録・前掲注7)の発議者船田元衆議院議員発言
 - 10) 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(平成26年6月20日公布法律第75号)
 - 11) 第180回国会参議院憲法審査会会議録第1号5頁(平成24年2月15日)の発議者船田元衆議院議員発言
 - 12) 内田亜也子「民法の成年年齢引下げの意義と課題-未来を担う若年者の自立への期待と新たな支援対策の必要性」立法と調査No.395、71頁(2017年12月)
 - 13) 衆議院憲法審査会事務局「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(船田元君外7名提出、第186回国会衆法第14号)に関する参考資料」4頁(平成26年4月衆憲資第89号)
 - 14) 公職選挙法の一部を改正する法律(平成27年6月19日公布平成27年法律第43号)
 - 15) 第196回国会衆議院本会議会議録第21号(平成30年4月24日)2頁の上川陽子法務大臣発言
 - 16) 第186回国会参議院憲法審査会会議録第6号(平成26年6月2日)16頁の政府参考人法務省民事局長深山卓也発言
 - 17) 第186回国会参議院・前掲注16)16頁の法務大臣谷垣禎一発言
 - 18) 消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年6月15日公布平成30年法律第54号)
 - 19) 法制審議会民法成年年齢部会第1回会議(平成20年3月11日)配布資料4「旧民法制定以前の成年年齢について(沿革)」2頁
 - 20) 谷口知平・石田喜久夫編『新版注釈民法(1)総則(1)改訂版』294頁(有斐閣、2002)
 - 21) 谷口知平・石田喜久夫編・前掲注(20)296頁
 - 22) 谷口知平・石田喜久夫編・前掲注(20)294頁
 - 23) 谷口知平・石田喜久夫編・前掲注(20)295頁
 - 24) 穂積重遠著『民法総論』136~137頁(有斐閣、1921)
 - 25) 橋本有生「2022年の新法・改正法を考える—民法上の成年年齢の引下げ」法セ816号(2023-01)10頁
 - 26) 橋本有生・前掲注(25)9~10頁
 - 27) 民法の一部を改正する法律(平成29年6月2日公布平成29年法律第44号)
 - 28) 我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明著『我妻・有泉コンメンタル民法—総則・物権・債権—第8版』37頁(日本評論社、2022)
 - 29) 文部科学省初等中等教育局教育課程課「成年年齢引下げと新学習指導要領、関係省庁の取組について」中等教育資料No.1025、16~19頁、(2021年10月)
 - 30) 日本財団「18歳意識第45回18歳成人・18歳の価値観」詳細版6頁、8頁(2022年3月)、https://www.nippon-foundation.or.jp/wp-content/uploads/2022/03/new_pr_20220323_02.pdf、(2024.12.25)
 - 31) 公益財団法人よこはまユース「青少年の『成人』意識と成年年齢引き下げに関する意識調査集計データ」3頁、5頁、9頁(2023年3月)、<https://yokohama-youth.jp/wp-content/uploads/882e12431f9c140dca2df57ae27fe91e.pdf>、(2024.12.25)
 - 32) 我妻・有泉・清水・田山・前掲注28)1088頁
 - 33) 潮見佳男著『民法(全)第3版』368頁(有斐閣、2024)
 - 34) 我妻・有泉・清水・田山・前掲注28)796頁
 - 35) 我妻・有泉・清水・田山・前掲注28)796頁
 - 36) こども教育宝仙大学ホームページ・情報公開・情報の公表・令和6年度・教育研究上の基本的な情報・教育上の目的1頁、こども教育宝仙大学の教育方針、<https://www.hosen.ac.jp/contents/wp-content/uploads/2024/04/92676a8afbaedcb397ac35aac1ab80bc.pdf>、(2024.12.25)
 - 37) 経済産業省ホームページ・政策一覧・経済産業・産業人材・「人への投資」の推進・人生100年時代の社会人基礎力、<https://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.html>、(2024.12.25)